

市役所本庁舎(トイレ内)への広告を募集します

1 募集内容

No.	場 所	規 格	広告料（税込） 入札最低価格	枠数
1	1 階北側男性用トイレ内	A 3 判（横向き） 縦 297mm×横 420mm	2 5, 0 0 0 円 （4 枠セット料金）	4 枠
2	1 階北側女性用トイレ内 （洗面台横壁面）	A 1 判（縦向き） 縦 841mm×横 594mm	2 5, 0 0 0 円	1 枠
3	1 6 階男性用トイレ内	A 3 判（横向き） 縦 297mm×横 420mm	1 0, 0 0 0 円 （3 枠セット料金）	3 枠
4	1 6 階女性用トイレ内 （洗面台横壁面）	A 1 判（縦向き） 縦 841mm×横 594mm	1 3, 0 0 0 円	1 枠

※ 広告料は掲出開始日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの金額です。

※ No.1 については 4 枠を 1 セット，No.3 については 3 枠を 1 セットとして募集を行います。

2 掲出期間

令和 7 年 1 1 月 2 8 日（金）から令和 8 年 3 月 3 1 日（火）まで

3 募集要項等の配布

(1) 配布期間

令和 7 年 1 0 月 3 1 日（金）から令和 7 年 1 1 月 1 7 日（月）まで（土・日曜日，祝日を除く午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで）

(2) 配布場所

宇都宮市ホームページからダウンロードできます。

URL： <https://www.city.utsunomiya.lg.jp/kurashi/oshiraselist/koukoku/1041883.html>
（ページ ID：1041883）

また，管財課（市役所 5 階）で配布します。

4 申込書等の提出

(1) 提出物

- ・ 宇都宮市施設内広告掲出申込書（様式第 1 号）
- ・ 宇都宮市広告事業見積書（掲出場所ごとに見積書を提出してください。）
- ・ 広告原稿
- ・ 会社概要（法人の場合）

(2) 提出方法

持参の場合は，市役所 5 階の管財課へ提出してください（受付は午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで（土・日曜日，祝日を除く。））。

郵送の場合は、「〒320-8540 宇都宮市旭1-1-5 宇都宮市役所 理財部 管財課あて」に「広告事業申込書在中」と明記し、簡易書留で郵送してください。（簡易書留以外は無効となります。）

(3) 提出期限

令和7年11月17日（月）午後5時15分必着（簡易書留の場合、当日消印分まで）

5 広告主の決定方法

- ・ 広告内容等について審査を行います。
 - ・ 審査を通過したものについて、入札最低価格以上で申し込みのあったもののうち、見積金額の高い申込者から順に広告主として決定します。
 - ・ 結果は、広告主として決定した申込者に文書で通知します。
- ※ 入札最低価格以上で申し込みのあったもののうち、募集枠内で見積金額が同額となった場合、抽選により広告主を決定いたします。

6 広告掲載の決定後の手続き

(1) 広告掲載・不掲載決定の通知

市から申込者に対し、広告掲載の可否や掲載可となった場合の掲載箇所、今後の事務手続き等について通知します。

(2) 行政財産使用許可申請書の提出

広告掲載が決定した場合は、(1)の通知に添付されている「行政財産使用許可申請書」を指定期日までに管財課へ提出してください。

(3) 広告原稿（ポスター）の提出

広告掲載開始日までに、掲載用ポスターを管財課へ提出してください。

(4) 広告掲載料の納付

市から納入通知書を送付しますので、指定期日までに納付してください。

※ 上記(1)から(3)の手続きを令和7年11月18日（火）から27日（木）に行う必要がありますのでご注意ください。

7 関係資料

- ・ 宇都宮市広告事業のご案内（令和7年度 募集要項）
- ・ 広告掲出場所概略図
- ・ 宇都宮市施設内広告掲出申込書（様式第1号）
- ・ 宇都宮市広告事業見積書
- ・ 宇都宮市広告事業実施要綱
- ・ 宇都宮市広告事業掲載基準
- ・ 宇都宮市施設内広告掲出取扱要領
- ・ 宇都宮市施設内広告掲出基準

8 問い合わせ先

宇都宮市理財部管財課管理グループ TEL 028-632-2145（直通）